

秦の青銅工業

林怡冰

要約

本論文では主に青銅器銘文を資料として用い、戦国時代の秦から統一秦に至るまでの青銅工業制度と生産現場の変遷について考察を行った。

青銅工業は手工業史の一部として、経済史の分野に包摂される。日本における中国古代経済史の研究は、加藤繁『支那経済史考證』（1952）に代表される戦前以来の考証的研究に始まり、ついで戦後歴史学においては唯物史観の影響のもと、漢代における奴隷制社会の存在を証明し、その実態を解明することがもっぱら志向された。ところが、1970年代以降の中国考古学の発展にともなう出土文字資料の飛躍的な増大は、中国古代史研究の様相を一変させた。とりわけ1975年の睡虎地秦簡発見を契機に簡牘に基づく法制史・行政制度史研究が活性化した。簡牘の出現によってきわめて具体的な社会実態へのアプローチが可能になった結果、多分に理念的であった唯物史観に基づく中国古代経済史研究は退潮し、ついで1989年にはじまるソ連崩壊を決定的な契機とする唯物史観の凋落は、経済史そのものへの関心を大幅に減殺した。これに加えて、睡虎地秦簡以前の出土文字資料は相対的に零細かつ断片的であり、そのため、前3世紀半ばを境に秦史研究は断絶状態にある。

このような研究の断絶、および経済史の退潮を克服する資料が、青銅器銘文である。前4世紀後半以降の青銅器銘文が持続的に獲得されており、全体を通観することで豊富な情報を獲得し、秦の青銅工業管理制度をうかがうことができる。秦手工業史の研究においては、青銅器銘文およびその他の出土文字資料に関する研究は一定の蓄積が見られるものの、全体として依然としていくつかの課題が残されている。筆者は、青銅器銘文、秦系遺跡、秦封泥、および秦簡牘の相互関係を重視し、これに基づいて青銅器銘文が反映するより深層な時代的意味を掘り下げることを目指している。

序論においては、先行研究の整理を行うとともに、戦国時代以前における手工業発展の概要を体系的に総括した。西周時代以前の手工業の実態を探究する際には、手工業遺存に依拠する必要がある。これらの遺存の分布と特性から、中国の青銅冶金技術は必ずしも王室に独占されていなかったことが判明している。礼器の特徴は異なる朝代ごとに異なるものの、中原文化圏およびその影響範囲内では、礼器の鑄造権は主に王室が握っていた。一方で、兵器やその他の非礼器の容器については、各貴族が独自に鑄造していた。全体として、青銅器生産の権力は各級貴族に分散しており、都城遺跡以外の鑄造遺存が点在していることもその証左である。王室は器物鑄造に対する統制力は比較的弱かったが、鉱産資源の冶金段階に対する統制力は強く、これはその統治を維持する根幹の一つとなっていた。

西周後期になると、周王室は次第に衰退し、冶金や製造工程に対する統制力も低下した。王室作坊で生産される礼器の数は減少し、その代わりに兵器や工具の生産量が増加した。資料が限られているため、春秋時代の青銅工業の詳細な状況は明確ではないが、その発展の傾向は明らかである。すなわち、王室作坊は衰退し、公室作坊は拡大し、技術、生産力、組織形態において発展を遂げた。戦国時代後期になると、各国はそれぞれ

の特色を持つ生産制度や製品群を伴った、より整備された公室作坊を設立していた。また、一部の手工業氏族は、貴族に奉仕しつつも貴族の管理下に置かれず、比較的自由的な生産者としての地位を確立していた。こうした背景のもと、秦孝公期の青銅工業改革が行われたのである。

第一章「物勒工名及び三級監造制度」では、三級監造制度の発展を軸に、秦孝公期から昭襄王期に至る青銅器生産制度の進展を考察した。第一節では、春秋時代の有銘秦兵の銘文内容と書写スタイルを分析した。これらの兵器銘文の多くは長銘であり、「左右師旅用」といった表現が含まれているものの、実際には完全な実用品というよりも、軍陣における車陣指揮者である貴族の身分を示すために用いられていたと考えられる。春秋時代前期から戦国時代前期にかけて、兵器銘文は全体として簡素化の傾向を示している。春秋時代の有銘秦兵はほとんどが戈を搬送体とし、戈は車兵が使用する主要な兵器であったため、銘文は車陣の責任者を示す役割を果たしていたと推測される。しかし、春秋時代後期から戦国時代にかけて、戦闘様式の変化に伴い、車兵は次第に歩兵に取って代われ、兵器銘文も約 300 年にわたる空白期を迎えることとなった。

第二節では、「物勒工名」の起源について考察した。物勒工名は、三級監造制度の思想的基盤でありながら、秦に起源を持つものではなく、三晋から発祥したものである。最初の段階では、生産者を示すものではなく、生産者が所属する作坊を示していたと考えられる。第三節では、孝公期の改革後に出現した三級監造制度の経緯を検討した。秦は物勒工名を取り入れ、それを自国の監造制度と融合させ、兵器生産の各層の責任を明確にするために、三級監造制度を創設した。当初、秦国内には国家の完全な管理下でない青銅器生産者も存在していたが、この制度の普及に伴い、これらの生産者も国家の管理下に組み込まれ、正式に工室の一部となった。工室は孝公末期に正式に基層生産単位として成立した。また、孝公期の青銅兵器銘文の書写特性から、統治者は銘文が生産効率に与える影響を認識し、その影響を最小限に抑える努力をしていたことがうかがえる。

第四節では、三級監造制度の発展と衰退について考察した。この制度の発展は主に恵文王期と昭襄王期に集中しており、昭襄王末期には、官営手工業制度の確立と共に、三級監造制度もその本来の意義を失い、形式化して最終的には完全に消滅した。最初はすべての中央工室で施行され、その後、地方工室にも適用が広がった。適用対象も、兵器からすべての国家用器、さらには貴族用器にまで拡大した。この発展の過程で、銘文の内容が増加し、次第に生産効率を妨げるようになった。統治者はこの問題を認識しており、規範化と生産効率のバランスを模索し続けていた。やがて国内の青銅工業がすべて政府管理のシステムに組み込まれ、官営手工業制度が正式に成立し、睡虎地秦簡に見られるような生産に関する一連の規定が定められた。これにより、銘文の簡略化が促進された。

第二章「呂不韋による青銅工業改革」では、呂不韋による青銅工業の改革と秦王政による継承について考察し、より集権的な官僚体制への改革に伴い、青銅工業が次第にその中に組み込まれていった過程を明らかにした。呂不韋による青銅工業の改革は、主に生産方式の改革と組織形式の改革の二つに分かれる。

第一節では、生産の変革における標準化生産の規定と鑄銘制度の出現について考察した。呂不韋執政期において、秦は本格的に標準化生産を開始したが、当時の生産力の限界もあり、その取り組みはまだ規定の段階に留まっていた。鑄銘制度は、呂不韋が生産を規範化するためのもう一つの措置であったが、効果が薄く、むしろ生産効率に悪影響を及ぼしたため、秦王政が親政を始めた後すぐに廃止された。

第二節では、組織改革について考察した。これは主に中央工室の再編成を指し、寺工と少府という二つの組織が設立された。寺工は国家用器の生産を統括し、少府は貴族用器の生産を統括した。この二つの組織の設立によって、それまで相邦や各宮室、官署によって個別に管理されていた工室は、新官僚体制の下で中央手工業機関に属する青銅器製作所となった。これにより、中央工室は基層官署としての地位を失ったものの、より集権的で管理しやすい制度が確立されたことは明らかである。

第三節では、秦王政親政後に呂不韋の改革をどのように継承したかを整理した。まず、呂不韋の改革が生産効率に与えた影響について分析した。兵器銘文の抄写者は、基本的に識字能力を持たないことが推測される。また、銘文の刻写方法は「鑿刻」に近い形式であったため、鑄造工程や銘文の長短は青銅器の生産効率に直接的な影響を与えていた。秦王政は、呂不韋の鑄銘制度を廃止し、標準化生産を発展させ、弩機などの器物の生産にも効率化を図る措置を採用した。さらに、秦王政親政期には、青銅器の生産組織の改革も継続して行われた。秦王朝期の一連の政策の根幹は、生産資源を統合し、生産効率を向上させることであった。これらの措置は、秦の統一前には主に中央工室に適用されたと考えられるが、その効果は非常に大きかった。中央工室で製造された兵器は大量に余剰が生じ、その兵器は少府工室を通じて各地に送られた。この過程で少府の職権範囲が拡大し、最終的には漢代において財政官署へと発展した。

第三章「工室」と「庫」：青銅器生産の現場では、秦青銅器の生産場所を考察の対象とした。第一節では、青銅器銘文に最も頻繁に見られる青銅器製造所である「工室」を中心に考察した。孝公期から秦末にかけて、工室の性格や組織形式は大きく変遷している。早期工室は、工室が設立された孝公期および恵文王期を主に指す。この時期には、工室の長官である工師がまだ広く設置されておらず、中央工室は内史によって管理され、その性格は国家作坊に近かった。昭襄王期に入ると、三級監造制度の成熟に伴い、工室は中央および地方において一般的な基層生産単位として確立された。中央工室については、庶務は内史によって管理され、業務は相邦の直接管理を受けていた。地方工室に関しては、一方で郡守の直接的な管理下にありながら、工師にも一定の自主権が与えられていた。工室は軍事活動に密接に関連しているため、同じ階級の他の基層官署よりも高い地位を持っていたと考えられる。

第二節では、県庫の生産機能の出現とそれに伴う工室との迭代関係を考察した。呂不韋の改革後、中央工室の地位は低下し、基層生産単位から単なる製作所へと転換されたが、地方工室の改革はさらに遅れた。もともと庫は保存と修繕を担う施設であり、兵器や車馬器などの保管場所として県に設置されていた。しかし、秦王政十七年（前230）に製作された青銅器の銘文には、庫の長官が青銅器生産の責任者の一員として記されており、当時庫が青銅器の生産に関与していたことが示されている。里耶秦簡の記録によれば、遷陵県の庫には「庫工」が設置されており、その中でも一定の分業が行われていたことが分かる。庫の生産機能の出現は、もともと県工室が持っていた生産資料と人員を取り込む形であり、地方の手工業生産機構の再編を意味していた。

第三節では、秦封泥や考古学的資料を使用し、この再編が完了した後、すなわち秦の統一後の青銅器生産システムを考察した。秦代において工室には三つの主要な種類があった。すなわち、中央工室、地方の郡工室、そして専門工室である。中央工室は旧都の工室と宮殿や中央官署に設置された工室に分けられ、旧都工室は寺工の管轄下にあり、後者は一括して少府の管理を受けていた。また、専門工室も少府の管轄下にあった可能性が高い。地方の郡工室は、秦王政の親政以前に地方の基層生産単位であった県工室と

は異なり、設置場所や職能に変化が生じていた。

第四章「工師」と「工」：青銅器生産の担い手の考察対象は秦青銅器の生産者である。第一節では、考古遺跡および出土遺物が示す先秦時代における青銅器生産者の状況を整理し、戦国末期の各国において改革以前に存在していた二つの生産体系とその成立要因について、改めて論証した。第二節では、秦の青銅器銘文に記された「工」と「工師」を考察した。「工」、「工大人」、「工丞」、「工師」はいずれも生産技能を持つ技術者であり、昭襄王期には、これら青銅器生産者集団において、標準化された人事のルールが存在していたことが確認できる。工から工丞、工師への昇進は、通常の手工業者が官僚序列に入ることを意味し、官僚登用の試験を経る可能性が高いと推測される。生産者の平級の移動は主に中央・郡内で行われ、昇進や降格は多くの場合、郡の変動を伴う。呂不韋の改革後、工師の地位は低下し、その管理機能は徐々に消失していった。秦の統一後、工室の長官はもはや工師ではなく、漢代の「工官令」に相当する「工室令」や、工丞が直接その職務を担った可能性がある。

第三節では、秦簡牘を利用し、特に地方工室において重要な役割を果たした徒隸工の登場とその管理状況を考察した。最初に徒隸工となったのは、罪を犯した工であり、身分上は徒隸に降格されたものの、引き続き生産活動に従事していた。その後、特別な技術を持つ徒隸も不定期に青銅器の生産に加わるようになった。さらに、兵器の需要増加や地方工室の技術者不足に伴い、工徒隸は一種の特殊な集団として成立し、青銅器生産に固定的に従事するようになった。当時の県官は、日常の労働で特技を発揮した一部の徒隸を選抜し、青銅器生産に参加させ、試験に合格すれば正式に工徒隸として定着し、その管理者も県官から工室に移行することとなった。このような工徒隸の増加に伴い、その管理方法も秦簡に反映されるようになった。秦簡には、工徒隸が徒隸の身分から脱し、工となる道筋が規定されており、その方法として軍功の獲得や高い技術力が挙げられている。しかし、青銅器銘文に見られる造者の情報からは、徒隸工が徒隸の身分を脱した事例は確認されていない。秦が青銅工業、さらには手工業全体を重視していたことから、工徒隸は厳しくその職務に拘束されていた。

終章では、本文から得られた各知見を総合し、秦青銅工業の発展の流れを整理した。また、二分化財政の兆候についても検討した。加藤繁 1952 は、秦と漢において、国家財政と帝室財政の二つの財政体系、すなわち「二分化財政」を有していたと提唱し、この見解は学界において広く受け入れられている。呂不韋執政期に登場した寺工と少府の両官署及びその分立は、国家用器と貴族用器を区別するという理念に基づくものであったが、実際の運用では必ずしも厳密に区別されていたわけではない。しかし、この区別の出現は、二分化財政の兆候とみなすことができる。秦二世期に至るまで、両財政システムは完全に分離していなかったものの、秦の統一後には国家財政と帝室財政にそれぞれ支えられた二つの生産システムがすでに形成されていた。

孝公期から始まり、統治者は生産の規範化と効率向上のバランスを常に模索してきた。制度の規定を見る限り、統治者は中央集権を目指していたことが明らかであるが、規定の実際の運用状況を見ると、軍事力と生産効率という実利的な追求が時に集権を超越することもあったようである。試行錯誤があったにせよ、秦の青銅工業も何度の改革をへて最終的に新官僚体制の一環となり、秦の統一さらには漢の強大化に大きく寄与した。